

生駒市市民活動推進センター運営規程

(開館時間)

第1条 市民活動推進センター（以下「センター」という。）の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要であると認めるときは、午後7時30分まで延長することができる。

(1) 午前9時から午後4時30分まで

(休館日)

第2条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要であると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日

(3) 12月27日から翌年の1月5日までの日

(4) 祝日が日曜日に当たるときは、その翌日

(5) その前日及び翌日が祝日である日

(登録)

第3条 センターの研修室、事務機器、その他の機器の使用及びセンターによる広報活動等の支援を受けることを希望する団体は、センターに登録しなければならない。

2 センターへの登録に関し必要な事項は別に定める。

(研修室の使用)

第4条 センターの研修室A及びBを使用することができる者は、センターに登録した団体のみとする。

2 研修室A及びBの使用料は、無料とする。

(使用承認の申請)

第 5 条 センターの研修室 A 及び B を使用しようとする者は、使用の承認を受けなければならない。

2 前項に定める研修室の使用の承認を受けようとする者は、申請書を提出しなければならない。

3 申請書は、使用しようとする日の 2 月前から前日までに提出しなければならない。ただし、使用時間が午後 4 時 30 分から 7 時 30 分までの場合にあっては、使用しようとする日の 2 月前から 1 月前までに提出しなければならない。

(コピー機の使用)

第 6 条 センターに備え付けてある、コピー機を使用することができる者は、センターに登録した団体のみとし、その団体が公益活動を行う上で必要な資料についてのみ使用可能とする。

2 コピーの使用については、使用枚数を事務所に報告しなければならない。

3 コピーの使用料金については、次のとおりとする。

コピー使用料 (白黒)	コピー使用料 (カラー)
1 枚につき 5 円	1 枚につき 30 円

(行為の禁止)

第 7 条 センターでは、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 承認を得ないで飲食物その他の物品を販売し、又は陳列すること。

(2) 承認を得ないで研修室等を使用すること。

(3) 承認を得ないで、はり紙をし、又はピン若しくはくぎの類を打つこと。

(4) 指定の場所以外において飲食、喫煙又は火気の使用をすること。

(5) センターの施設、附属設備、植物等を汚損すること。

(6) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となること。

(7) その他管理上支障を及ぼす行為

(代表委員会)

第8条 センターは、センターと登録団体が協働事業の企画運営やセンターの使用等について話し合うことにより、市民と行政との協働によるセンター活動の円滑な運営を図ることを目的として、市民活動登録団体代表委員会(以下「代表委員会」という。)を置く。

2 代表委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、センターの運営その他について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この運営規程は、平成25年4月1日から施行する。

(市民活動推進センター規約の廃止)

2 次に掲げる規約は、廃止する。

(1) 市民活動推進センター規約(平成23年9月1日施行)

附 則

この運営規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この運営規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この運営規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この運営規程は、令和7年9月1日から施行する。